

新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止等について

令和3年1月18日

保健安全部

以下、令和2年12月22日（火）に通知した文書です。（追記あり）再確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症流行に伴い、文部科学省及び県からの通知をもとに、これまで本校では、以下のように取り扱ってきました。

- 発熱（37度5分以上、ただし平熱による）がある。もしくは、風邪症状（鼻水、のどの痛み、咳等）がある場合は症状がなくなるまで登校を控え、自宅で休養すること。（欠席扱いにはなりません）
- 上記の症状以外でも、出席することに不安がある場合は学校へ相談すること。
- ※欠席や遅刻で学校に連絡する際は、測った体温も必ず知らせるようにすること

現在全国で感染が拡大し、宮崎県でも連日感染が確認されています。そのため今後も同様の措置とします。ただ、昨年に比べ欠席が増加しています。大事をとっての判断がほとんどですが、安易に休むケースもあるようです。また、学校を休んだ次の日に症状等を記入の上、健康観察シートを担任（副担任）の先生と保健室に見せ保健指導を受けることが出席停止の条件としていましたが、徹底されておらず、判断に迷うケースが多く見られています。

そこで、以下のことをお願いします。

- まずは風邪の予防対策や新しい生活習慣の実践に徹底して取り組んでください。新型コロナウイルス感染症予防にもつながります。例）こまめな手洗い、うがい、消毒、マスク着用、換気、保温、等
- また、高熱（37度5分以上）があったり、風邪症状が激しい（激しく咳き込む、体のだるさ等）場合は早めに病院受診をしてください。この際、以前と違い保健所ではなく身近な医療機関（かかりつけ医など）へ、まず電話相談をしてください。（裏面参照） 軽い症状が3～4日以上続く場合も同様です。以前は病院受診の際の報告書や診断書の提出を求めていましたが、今後は必要ありません。（インフルエンザの場合は除く）
- 健康観察や行動歴、移動歴を丁寧に毎日行ってください。いくら予防をしても感染することは考えられます。その後拡大させないためにもしっかりとお願いします。その上で、学校を休んだ場合は登校後まずは担任（副担任）の先生にシートを見せ症状等を説明してください。その後保健室に持って行き、先生から保健指導を受けてください。

今後は、登校後1週間以内に健康観察シートが提出されない場合、または、休んだ理由が風邪症状ではないと担任（副担任）、養護教諭が判断した場合は欠席扱いになります。

生徒の健康・安全を守り、学習活動を確保するためにもご理解ご協力よろしくお願いいたします。

<追記>

※当面の間、「同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えるよう」にしてください。ただし必ず保護者が連絡をすること、その間の感染予防や健康観察をしっかりすること、折り返し担任や副担任の先生から連絡があるので説明をすること。登校後は健康観察シートを持って保健室に行くことなどを徹底してください。